

注目!

就業不能サポート制度のご案内

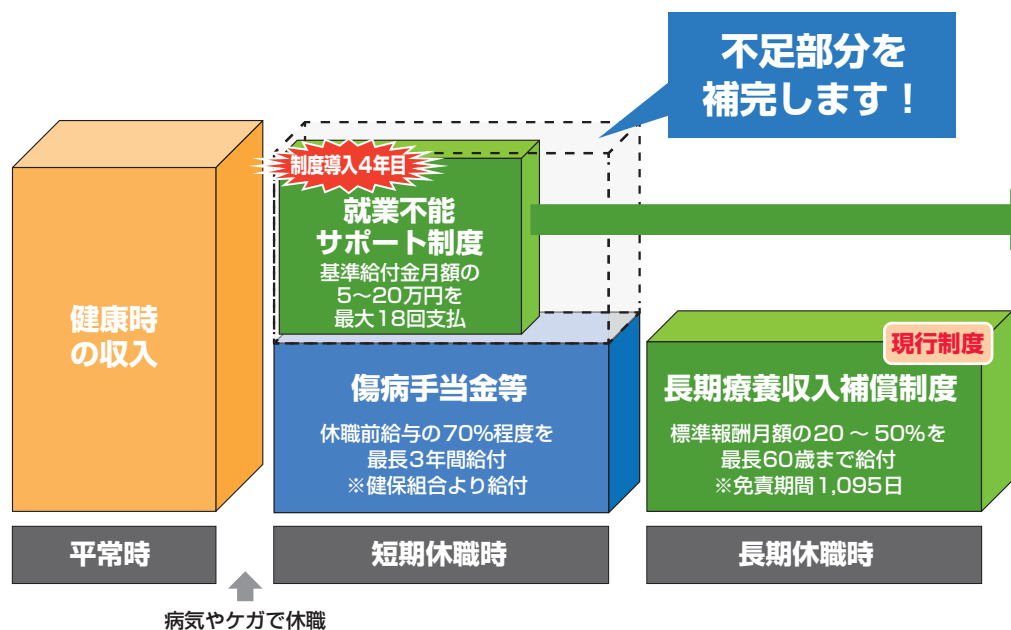
(特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険)

(2023年1月1日更新より導入)

3つのポイント

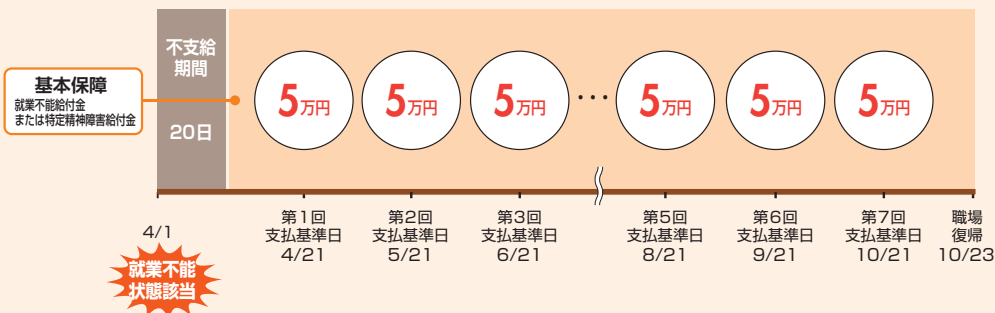
1. 病気やケガによる就業不能状態が不支給期間※20日を超えて継続した場合に、給付金をお支払いします。
2. 入院だけではなく、医師の指示による自宅療養・精神疾患による就業不能状態でも対象となります。
3. お手頃な保険料で加入ができ、配当金が還付されます。

※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以降、当制度のお支払いの対象とならない期間をいいます。



給付イメージ

【例】就業不能給付金+特定精神障害給付金 不支給期間 20日・基準給付金月額5万円
事例：4月1日から就業不能状態が継続し、10月23日に職場復帰



*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。
特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。
就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

お申し込みは「Web申込システム」または「申込書」をご提出ください

「Web申込システム」は「OKI総合保障制度」専用Webサイトからアクセスください。

PC利用 > <https://webprocess-connect.jp/21090319/>

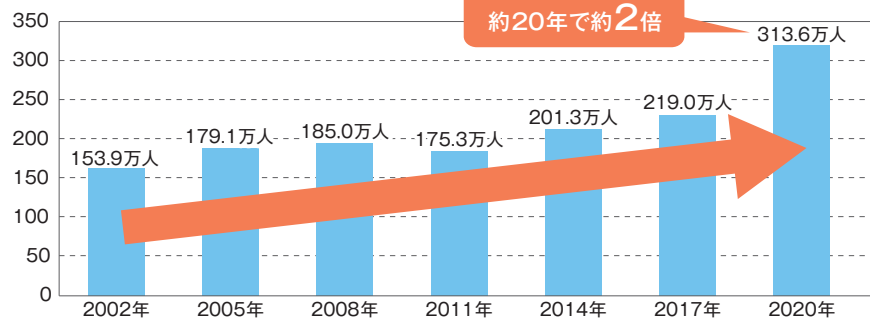
スマホ利用 >



気になるプランは裏面に

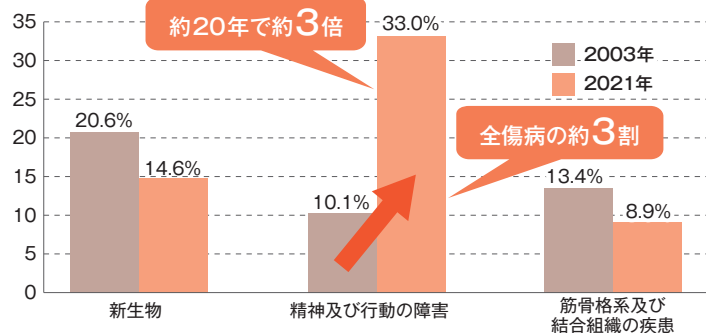
●精神疾患患者数は近年増加傾向にあります

精神疾患患者数の推移(20~64歳)



※2011年は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値
 出典：厚生労働省「2020年 患者調査」の20~64歳のデータ」に基づき当社作成

傷病手当金の受給件数割合(傷病別)



出典：全国健康保険協会「2021年 現金給付受給者状況調査報告」

近年で増加傾向にある
「精神疾患」による就業不能もサポートします！

※加入日以後に発病したものについて保障します。



●お手頃な保険料で加入ができ、配当金が還付されます

保険料

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約

(単位:円)

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース		20万円コース	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
年齢	主契約+ 特定精神障害 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約	主契約+ 特定精神障害 給付特約
15歳~20歳	510	555	1,020	1,110	2,040	2,220
21歳~25歳	525	550	1,050	1,100	2,100	2,200
26歳~30歳	530	670	1,060	1,340	2,120	2,680
31歳~35歳	595	755	1,190	1,510	2,380	3,020
36歳~40歳	645	775	1,290	1,550	2,580	3,100
41歳~45歳	700	890	1,400	1,780	2,800	3,560
46歳~50歳	845	1,040	1,690	2,080	3,380	4,160
51歳~55歳	1,090	1,125	2,180	2,250	4,360	4,500
56歳~60歳	1,560	1,385	3,120	2,770	6,240	5,540
61歳~65歳	2,250	1,845	4,500	3,690	9,000	7,380
66歳~69歳	2,770	1,945	5,540	3,890	11,080	7,780

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が20名以上999名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

※給付金の受取人は被保険者です。

※主契約と特定精神障害給付特約はセットです。

制度のしくみ



※配当金は、1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合にお支払いします。グループ保険、長期家族サポート制度、総合医療保険(入院コース)、就業不能サポート制度が対象になります。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定しておりません。

※配当金は2026年12月31日まで継続して加入した場合にお支払いします。期中に脱退された場合、配当金はお支払いできません。

申込締切日

2025年 8月25日

責任開始期
(加入日)

2026年 1月 1日

<制度内容に関するお問い合わせ先>

ヒューリック保険サービス(株) TEL:0120-710-148(平日9時~17時)

HHS25073331

<その他お問い合わせ先>

明治安田生命保険相互会社 総合法人第二部 法人営業第一部 TEL:03-6259-0014(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-25-LF-005731 MYG-A-25-LF-217